

（事務監査）

1 局別監査

(1) 保健福祉局

監査の結果	措置の状況
<p>(ア) 委託料の支出に長期日数を要していたものについて注意を求めるもの</p> <p>委託料の支出に当たっては、履行完了確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者からの請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行う必要がある。しかしながら、平成19年度及び同20年度の委託料の支出において、次のような事例が見受けられた。</p> <p>今後、支出に当たっては、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p>a 平成19年度「PDPメディネットシステム放映管理業務委託」において、委託料の支払は1月毎に支払うべきところ、未払金としたまま、翌々年度の平成21年5月に支払っていた。</p>	<p>【措置済 H22.8.10 通知】</p> <p>委託料の支出については、業務完了後は支払いに必要な書類を速やかに提出するように債権者に対して指導（催促）し、適正な時期に支払い処理をするようにした。</p>
<p>b 平成20年度「福岡市民病院ビル管理システム保守点検業務委託」において、履行完了確認後、支払までに長期日数を要しているものがあった。</p> <p>（市民病院事務局（病院事業課関連））</p>	<p>【措置済 H22.8.10 通知】</p> <p>委託料の支出については、業務完了後は支払いに必要な書類を速やかに提出するように債権者に対して指導（催促）し、適正な時期に支払い処理をするようにした。</p>
<p>(イ) 物品（タクシー乗車券）管理事務において適正な事務処理を求めるもの</p> <p>タクシー乗車券の交付に当たっては、責任者は、使用の目的、理由等を確認し、必要性を判断したうえで、押印して交付しなければならない。しかしながら、平成21年度におけるタクシー乗車券未使用分について、責任者印をまとめて押印しているものが多数見受けられた。</p>	<p>【措置済 H22.8.10 通知】</p> <p>タクシー乗車券の使用については、福岡市タクシー借上事務取扱要綱等に基づき、適正な事務処理を行うよう所属職員に対し書面にて周知徹底を図った。</p>

<p>タクシー乗車券は金券であり，事故防止の観点からも，福岡市タクシー借上事務取扱要綱等に基づき適正に管理されたい。</p> <p>(保険年金課)</p>	
<p>(ウ) 物品購入について経済性の観点から注意を求めるもの</p> <p>物品の購入に当たっては，使用目的や使用時期，必要数量を把握し，効率的な発注を行うとともに，経済性も考慮しなければならない。しかしながら，平成 21 年度に総務企画局情報化・行政改革部で賃貸借契約による契約で一括導入している OA 機器 (パソコン) のマウスについて，別途，原課においてワイヤレスマウスを購入しているものがあった。マウスのリース料は，賃貸借契約に含まれており，また，ワイヤレスマウスでなければならない特別の理由はなく，経済性の観点から購入の必要性は認められなかった。</p> <p>(障がい者更生相談所)</p>	<p>【措置済 H22. 8. 10 通知】</p> <p>物品の購入にあたっては，経済性を考慮した上で必要に応じて購入するよう所属職員に対し研修を行い，周知徹底を図った。</p>

(2) 農林水産局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 浄化槽について適正な維持管理を求めるもの</p> <p>浄化槽の維持管理に当たっては，その管理について権原を有するものは，浄化槽法に基づき水質検査を受けなければならない。しかしながら，平成 20 年度「弘排水処理施設運転管理業務委託」において，毎年 1 回定められている定期検査を実施していなかった。浄化槽については，関係法令を遵守し適正な維持管理をされたい。</p> <p>(漁港課)</p>	<p>【措置済 H22. 8. 10 通知】</p> <p>浄化槽法第 11 条に基づき，受託者 (福岡市漁業協同組合) に対し，平成 21 年度の法定検査の徹底を指導し，県指定検査機関による法定検査を実施した。</p>
<p>(イ) 行政財産の目的外使用許可に係る費用の徴収について適切な事務処理を求めるもの</p> <p>行政財産の目的外使用許可に伴う</p>	<p>【措置済 H22. 8. 10 通知】</p> <p>福岡市公有財産規則第 29 条に基づき，平成 20 年度の自動販売機 2 台に係る電気使用料金 (77, 116 円) について，</p>

<p>電気等の費用については、福岡市公有財産規則に使用者の負担とすると規定されており、市はその費用を徴しなければならない。しかしながら、かもめ広場駐車場に設置している自動販売機について、平成 20 年度の電気料を徴収していなかった。行政財産の目的外使用許可に係る費用の徴収に当たっては、適切に処理されたい。</p> <p>(漁港課)</p>	<p>自動販売機設置者に対して請求を行い、収納を確認した。また、平成 21 年度分の自動販売機 3 台に係る電気使用料金(108,092 円)についても、同様に請求を行い、収納を確認した。</p>
--	--

(3) 住宅都市局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 委託料の支払に長期日数を要していたものについて注意を求めるもの</p> <p>委託料の支払に当たっては、履行完了確認後、債権者からの請求により速やかに支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行う必要がある。しかしながら、平成 20 年度「伊都土地区画整理事業管理用地除草業務委託」契約事務において、履行完了確認後、委託料の支払までに長期日数を要していた。</p> <p>委託料の支払に当たっては、速やかに事務処理を行うよう注意されたい。</p> <p>(伊都区画整理事務所計画課)</p>	<p>【措置済 H22. 8. 10 通知】</p> <p>委託料の支出については、履行完了確認後、債権者からの請求が行われない場合、強く催促を行うとともに、内部会議により速やかな支出処理を行うよう所属職員に対し周知徹底を図った。</p>
<p>(イ) 契約代金等の支出について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>物品購入や賃貸借契約代金等については、契約関係書類等により業務の履行完了を確認し、債権者に速やかに支払わなければならない。しかしながら、平成 20 年度の各種契約代金等の支出において、次のような不適切な事務処理が多数見受けられた。</p> <p>契約代金等の支払に当たっては、履行確認を的確に行うとともに速やかに行うなど、適正な事務処理を行うよう十分注意されたい。</p>	<p>【措置済 H22. 8. 10 通知】</p> <p>契約代金等の支出については、福岡市会計規則に基づき適正な事務処理を行うよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>

<p>a 履行完了確認後，代金等の支払までに長期日数を要しているものが多数あった。</p> <p>b 青写真焼付等業務契約において，該当する納品書がなく，納入指令及び完了検査の決裁を得ないまま代金を支出しているものがあった。</p> <p style="text-align: center;">(事業調整課)</p>	<p>a 履行確認を的確に行うとともに速やかに支払い手続きを行うこととした。</p> <p>b 青写真焼付等業務契約については，契約関係書類等への確実な決裁（押印）を行うこととした。</p>
<p>(ウ) 物品購入契約について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>物品購入契約に当たっては，使用時期や必要数量等を勘案の上，計画的かつ効率的な発注に努めるとともに，福岡市契約事務規則等に則り適正に行わなければならない。しかしながら，平成20年度及び同21年度の物品購入契約事務において，次のような事例が見受けられ不適切なものとなっていた。</p> <p>物品購入契約に当たっては，関係規則等に則り，適正な事務処理を行うよう注意されたい。</p> <p>a 契約の相手方の訂正印を押印しないまま本市職員が納品日にあわせて見積書の日付を訂正し，それに伴い契約締結日，履行期間及び検査日も訂正しているものがあった。</p> <p>b 履行期間を翌年度にまたがって契約し，納品書を当年度内の日付に訂正して代金を支払っているものがあった。</p> <p>c 決裁を得ないまま物品を購入し，代金を支払っているものがあった。</p> <p style="text-align: center;">(住宅管理課)</p>	<p>【措置済 H22. 8. 10 通知】</p> <p>物品購入契約に当たっては，福岡市契約事務規則等に則り適正な事務処理を行うよう所属職員に対し，事務手引を用いて研修を行い，事務の取り扱いについて周知徹底を図った。</p> <p>a 日付の訂正については，契約書類を受領時に記載事項をしっかりと確認し，訂正の必要があれば，相手方に修正を求めることとした。</p> <p>b 年度末の契約について，年度内に履行が完了できるよう，契約時期に充分注意することとした。</p> <p>c 物品購入，代金の支払いについては，確実に決裁（押印）を行うこととした。</p>
<p>(エ) 公園の使用料等の徴収について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>公園の使用料等の徴収に当たっては，福岡市公園条例及び同施行規則に則り適正に行わなければならない。し</p>	<p>【措置済（平成23年6月24日通知）】</p> <p>誤った徴収額の差額については，徴収済である。また，申請者に対して，申請書類に占有許可面積が確認できる書類を必ず添付させるよう改めた。</p>

<p>かしながら、平成 21 年度の公園の使用料及び占用料の徴収事務において、次のような事例が見受けられ不適切なものとなっていた。</p> <p>公園の使用料等の徴収に当たっては、関係条例等に則り、適正な事務処理を行うよう注意されたい。</p> <p>a 占用許可面積を誤っていたため、徴収額を誤っているものがあった。</p>	
<p>b 公園内行為及び占用許可をしないまま、使用料等を徴収しているものがあった。</p>	<p>【措置済 H22. 8. 10 通知】</p> <p>公園内行為等の使用料等の徴収については、福岡市公園条例施行規則に基づき適正な事務処理を行うよう、職員に対し指導を行った。</p>
<p>c 納期限(4月, 9月)を経過しているにもかかわらず、督促をしないまま実査日(平成22年1月7日)現在まで使用料等を収納していないものがあった。</p> <p>(公園管理課)</p>	<p>【措置済 H22. 8. 10 通知】</p> <p>監査の指摘後、未納者に対し督促を行った。今後とも申請者に納期限の厳守を求めていく。</p>

(4) 東区役所

監査の結果	措置の状況
<p>物品の購入契約について適正な事務処理を求めるもの</p> <p>物品購入に当たっては、契約の相手方からの適法な請求から30日以内にその対価を支払わなければならない。しかしながら、平成21年度の物品購入契約事務において、履行完了確認後、支払までに長期日数を要しているものがあった。また、当該請求書において請求日が修正されていた。</p> <p>物品購入契約に当たっては、適正な事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p>(子育て支援課)</p>	<p>【措置済 H22. 8. 10 通知】</p> <p>物品購入事務については、福岡市契約事務規則に基づく支払期限の遵守と請求日の修正防止のため係員間での相互確認や係長・課長によるチェックをより厳格に行っている。</p> <p>また、当該業務内容の一層の理解のため、当該担当者を会計室審査課が実施する会計事務基礎研修に受講させた。</p>

(5) 中央区役所

監査の結果	措置の状況
<p>(ア) 生活保護費の返還・徴収について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p>	<p>【措置済 H22. 8. 10 通知】</p> <p>生活保護費の返還・徴収にあたっては、「福岡市税外収入金の督促及び延滞</p>

<p>生活保護費の返還・徴収事務において、納期限内に納入しない者があるときは、「福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例」に基づき、納期限後 20 日以内に期限を指定して督促状を発しなければならない。しかしながら、平成 21 年度の生活保護費の返還・徴収事務において、6 月分以降の未納者に対し、実査日(平成 22 年 1 月 15 日)直前に期限を指定しないまま、一括して督促を行っていた。</p> <p>生活保護費の返還・徴収に当たっては、関係条例に則り、適正な事務処理を行うよう注意されたい。</p> <p>(保護課)</p>	<p>金条例」に基づいた適正な処理を行うよう事務引継書に明記するとともに、事務処理チェックリストを作成するなど担当者及び監督者のチェック機能の強化を図った。</p>
<p>(イ) 資金前渡による生活保護費の精算について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>資金前渡による生活保護費の精算に当たっては、福岡市会計規則等に則り適正に行わなければならない。しかしながら、平成 21 年度の資金前渡事務において、次のような事例が見受けられ、不適切なものとなっていた。</p> <p>資金前渡による生活保護費の精算に当たっては、関係規則等に則り、適正な事務処理を行うよう注意されたい。</p> <p>a 毎月の資金前渡金は翌月 10 日までに精算を行い、残金があるときは速やかに戻入しなければならない。しかしながら、4 月、5 月及び 6 月に資金前渡した生活保護費の精算及び戻入を 7 月 30 日に行っていた。また、当該戻入金について、現金出納簿には各月の末日付で記載していた。</p>	<p>【措置済 H22. 8. 10 通知】</p> <p>資金前渡による生活保護費の精算に伴う戻入処理については、福岡市会計規則等に基づいた適正な処理を行うよう事務引継書に明記するとともに事務処理チェックリストを作成するなど担当者及び監督者のチェック機能の強化を図った。</p>
<p>b 資金前渡金を口座振替により支払っている生活保護費において、保護廃止等により口座振替を取り止</p>	<p>【措置済 H22. 8. 10 通知】</p> <p>指定金融機関からの返納に伴う戻入処理については、福岡市会計規則等に基</p>

<p>めた場合は、速やかに指定金融機関から返納させ、当月分の残金と合わせて精算し戻入しなければならない。しかしながら、5月26日に金融機関から返納されていたにもかかわらず、8月7日に精算及び戻入を行っていた。</p> <p>(保護課)</p>	<p>づいた適正な処理を行うよう事務引継書に明記するとともに事務処理チェックリストを作成するなど担当者及び監督者のチェック機能の強化を図った。</p>
---	---

(6) 南区役所

監査の結果	措置の状況
<p>賃貸借契約について適正な履行確認を行うよう注意を求めるもの</p> <p>賃貸借契約による業務が完了したときは、福岡市契約事務規則等に則り、完了検査により履行の確認を行わなければならない。また、検査の結果、是正を要すると認められる場合には、速やかに必要な措置を指示するなど、契約内容が適正に履行されていることを確認のうえ、賃借料を支払わなければならない。しかしながら、平成20年度の「自動契印機賃貸借契約」及び「窓口受付・交付番号呼出システム機器賃貸借契約」事務において、保守点検が仕様書どおりに履行されていなかったにもかかわらず、業務完了と認め、賃借料を支出していた。</p> <p>賃貸借契約の完了検査に当たっては、適正な履行確認を行うよう注意されたい。</p> <p>(市民課)</p>	<p>【措置済 H22. 8. 10 通知】</p> <p>賃貸借契約により業務が完了したときの完了検査は、福岡市契約事務規則等に基づき、確実に履行確認を行うよう所属職員に対し面談等で周知・徹底を図った。</p>

(7) 城南区役所

監査の結果	措置の状況
<p>国民健康保険料の過誤納金の還付について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>国民健康保険料に過誤納金が発生した場合は、地方自治法等関係法令に則り、</p>	<p>【措置済 H22. 8. 10 通知】</p> <p>国民健康保険料の過誤納金の還付事務に当たっては、担当職員に対し研修を行うとともに地方自治法等関係法令に則り適切な事務処理を行うよう周知徹</p>

<p>遅滞なく還付するとともに、還付加算金を付さなければならない。また、還付加算金の計算期間の始期は発生事由別に行い、終期は市長が過誤納金の還付のため支出を決定した日としなければならない。しかしながら、平成20年度及び同21年度の国民健康保険料の過誤納金還付事務において、還付加算金の計算期間の始期及び終期を誤ったため、還付加算金を過少に支払っているものや過払いしているものが多数見受けられた。</p> <p>国民健康保険料の過誤納金の還付事務に当たっては、関係法令に則り、適正に行うよう注意されたい。</p> <p style="text-align: right;">(保険年金課)</p>	<p>底を図った。</p> <p>今回の事務処理誤りによる過少払いについては既に追加支給を行い、過払いについては相手方へ事情を説明した上で返還手続きを行った。今後も確実な回収を行っていく。</p>
---	--

(8) 西区役所

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>高齢者用電話の通話料等の徴収について適正な事務処理を行うよう注意を求めもの</p> <p>高齢者用電話については、「福岡市高齢者日常生活用具給付等事業実施要綱」に基づき、本市が機器の無償貸与を行い、通話料等は利用者負担としている。また、利用者による通話料等の支払が3か月遅延した場合は、本市が当該料金を一旦通信業者に支払い、利用者に請求することとしている。しかしながら、通話料等の徴収事務において、次のような事例が見受けられ、不適切なものとなっていた。</p> <p>高齢者用電話の通話料等の徴収に当たっては、公平な受益者負担の原則からも関係法令等に則り、適正な事務処理を行うとともに、貸与のあり方や徴収方法の改善に向けた取り組みを関係各課と協議されたい。</p> <p>(ア) 平成21年度において、全ての通話料等の未納者に対し、実査日(平成22年1月25日)現在まで督促を行ってなかった。</p>	<p>【措置済 H22. 8. 10 通知】</p> <p>(ア) 平成21年11月～平成22年3月までの未納者に対し、督促及び催告を行った。</p> <p>(督促対象者8名、催告対象者4名)</p>

<p>(イ) 今回調査を行った平成18年度以降、長期にわたって滞納している者があった。</p> <p>(福祉・介護保険課)</p>	<p>【措置済 H22. 8. 10 通知】</p> <p>(イ) 長期滞納者に対しては訪問等により電話料の納入について指導を行い、応じない場合は電話機の貸与についても見直しを行う。</p>
---	--

(9) 議会事務局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>物品の購入契約事務に当たり適正な契約手続を行うよう注意を求めるもの</p> <p>物品の購入に当たっては、使用時期や必要数量を把握し、効率的な発注を行うとともに経済性も考慮しなければならない。また、契約に当たっては、福岡市契約及び検査に係る事務分掌の特例に関する規則等に基づき、予定価格の金額に応じ所掌する契約担当課に契約を依頼しなければならない。しかしながら、平成21年度の額縁購入契約において、次のような不適切な事例が見受けられた。今後、物品の購入に当たっては、計画的な事務執行を行うとともに、契約事務規則等関係法令に則り、適正な契約手続を行われたい。</p> <p>(ア) 予定価格が10万円を超える物品の購入については、契約課へ購入依頼を行わなければならないが、事前に計画を立てることが可能であったにもかかわらず、期間が足りないとの理由で原課契約していた。十分な余裕を持った事務処理を行い、早期に契約課に購入依頼を行うべきであった。</p>	<p>【措置済 H22. 8. 10 通知】</p> <p>予定価格が10万円を超える物品の購入にあたっては、契約課へ購入依頼するため、事前に計画を立て適正な事務処理を行うこととし、課内会議を通じ周知徹底を行った。</p>
<p>(イ) 契約金額が10万円を超えているにもかかわらず、完了届を徴することなく10万円以下の物品購入に係る簡素化された手続にて決裁していた。</p> <p>(総務課)</p>	<p>【措置済 H22. 8. 10 通知】</p> <p>完了届を直ちに徴した。今後、契約事務規則に基づき、適正な事務処理を行う。</p>

2 テーマ監査

(10) 議会事務局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>負担金の二次交付先団体の出納について</p>	<p>【措置済 H22. 8. 10 通知】</p>

<p>て適正な事務処理を行うよう注意を求め るもの</p> <p>負担金の交付に当たっては、交付先団体の事務が交付の目的に従って効率的に行われ、出納事務が適正に行われているか確認する必要がある。しかしながら、平成 20 年度「九州競艇主催地議会協議会」の二次交付先である「第 169 回定期総会開催地交付金」の出納事務において、次のような事例が見受けられた。当該二次交付先団体の事務局が本市にあることから、適正な事務処理を行うよう注意された。</p> <p>(ア) 交付元である九州競艇主催地議会協議会において、平成 20 年度の決算が終了しているにもかかわらず、実査日(平成 22 年 1 月 25 日)現在、開催地交付金の精算が終了していなかった。余剰金(158,586 円)を保有したままになっており、早急に返戻すべきであった。</p>	<p>直ちに会長市に対し、事業実績報告を行うとともに余剰金を返戻した。</p>
<p>(イ) 余剰金の一部(50,000 円)を「第 19 回福岡県市議会議長会主催議長研修会」へ、正規の手続を経ないまま資金繰りのため一時使用していた。</p> <p>(総務課)</p>	<p>【措置済 H22. 8. 10 通知】</p> <p>再発防止のため、今後、準公金等取扱事務処理要領など関係経理規程を遵守し、業務担当と経理担当をそれぞれ配置することにより、収入・支出に関するチェック体制を強化した。</p>

(工事監査)

1 局別監査

(1) 農林水産局

監査の結果	措置の状況
<p>(ア) 施工管理において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めもの</p> <p>平成 19 年度「弘漁港西防波堤（改良）工事」</p> <p>（契約金額 4,462 万 5,000 円）</p> <p>本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、請負者は同法第 12 条の規定により発注者に必要事項を記載した書面を交付し、発注者は同法第 11 条等の規定に基づき上記書面の内容を記した通知書を福岡市長に提出しなければならないこととなっているが、請負者から発注者へ交付されず、発注者から市長へ提出していなかった。</p> <p>今後は適正な施工管理に努められたい。</p> <p>（漁港課）</p>	<p>【措置済 H22.8.10 通知】</p> <p>課内で建設リサイクル法についての研修等を行い、所属職員に周知徹底を図った。</p>
<p>(イ) 設計積算及び契約事務において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めもの</p> <p>平成 20 年度「東区塩浜 2 丁目地内下浜井堰（下部工）改良工事」</p> <p>（契約金額 4,107 万 3,900 円）</p> <p>(a) 本工事は既設コンクリート水路に転倒ゲートを設置するための基礎工事であるが、当初契約図書では、指定仮設として水路内に仮設土のうを設置することにより右岸側と左岸側を別々に施工するという契約内容となっていた。しかし、工事着手後に水路を全面締切することにより両岸を同時に施工する仮設に変更となった</p>	<p>【措置済 H22.8.10 通知】</p> <p>課内の技術研修において、指摘事項の周知徹底を図るとともに、適正な業務遂行について再認識するよう注意喚起した。</p>

<p>(b) 本工事の設計積算において、仮設費は土木工事標準積算基準書によると直接工事費に計上することとなっているが、誤って共通仮設費に計上したため過小設計となっていた。</p> <p>今後は、適正な設計積算を図らりたい。</p>	
<p>(c) 本工事の仮設排水ポンプの設計積算において、ポンプ台数から算出した延べ日数にポンプ1日当りの運転単価を乗じて積算していた。しかし、土木工事標準積算基準書によると、この単価は排水量に応じて決まっており、延べ日数ではなく排水に要する運転日数に排水量に応じた単価を乗じるべきであった。</p> <p>また、据付撤去単価はポンプ据付撤去台数に関わらない1締切箇所当りの単価となっており、本工事の据付撤去費用はポンプ台数ではなく締切箇所数に同単価を乗じるべきであった。</p> <p>今後は、適正な設計積算を図らりたい。</p> <p style="text-align: right;">(農業施設課)</p>	

(2) 住宅都市局

監査の結果	措置の状況
<p>(ア) 設計積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>平成18年度「平成18年度市営城浜住宅33棟全面的改善工事」 (契約金額2億4,692万9,550円)</p> <p>本工事は内外装の全面的改善工事であり仮囲いが必要であるが、共通仮設費の積算において、仮囲いの諸費用を計上していなかった。</p> <p>今後は、適正な設計積算を図らりたい。</p> <p style="text-align: right;">(住宅建設課)</p>	<p>【措置済 H22. 8. 10 通知】</p> <p>設計積算における共通仮設費の積み上げ積算については、設計書作成時に積算の点検及び確認を行うよう、所属職員に対し課内会議で周知徹底を図った。</p>
<p>(イ) 施工管理において、次のような不適</p>	<p>【措置済 H22. 8. 10 通知】</p>

<p>切な事例が認められたので注意を求めもの 平成 19 年度「今津運動公園整備（その 1）工事」 （契約金額 2 億 2,470 万 4,200 円） 本工事は公園内のグラウンド整備工事であり，新築したダッグアウトは建築基準法第 18 条第 2 項により計画を，同条第 14 項により工事の完了を建築主事に通知しなければならない建築物であるがなされていなかった。 今後は法令等を遵守されたい。 （公園建設課）</p>	<p>建築基準法に関する職場研修会を開催し，同法に基づく手続きについて周知徹底を図った。</p>
<p>(ウ) 契約事務において，次のような不適切な事例が認められたので注意を求めもの 平成 20 年度「西区大字金武道路予設計委託」 （契約金額 921 万 9,000 円） 本委託は測量業務，設計業務，調査業務の 3 業種の業務が含まれており，8 者による指名競争入札を行い原課契約されている。しかし，福岡市契約及び検査に係る事務分掌の特例に関する規則では，測量業務，調査業務の委託は契約課契約とされており，本委託ではこれらの業務は約 7 割を占めていることから，原課契約ではなく契約課契約とすべきであった。 今後は，適正な契約事務に努められたい。 （公園計画課）</p>	<p>【措置済 H22.8.10 通知】 契約事務については，福岡市契約及び検査に係る事務分掌の特例に関する規則に基づき適正な発注を行うよう，職員に対する研修を行い，周知徹底を図った。</p>
<p>(エ) 施工管理及び契約事務において，次のような不適切な事例が認められたので注意を求めもの a 平成 19 年度「伊都土地区画整理業今宿通線外道路照明灯設置工事」 （契約金額 1,286 万 2,500 円） 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定す</p>	<p>【措置済 H22.8.10 通知】 工事の施工管理及び契約事務については，建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき適正な事務処理を行うよう，所属職員に対し課内会議で周知徹底を図った。また，今後，請負業者に対しても周知を行うよう努める</p>

<p>る対象建設工事に該当するため、請負者は同法第 12 条の規定により発注者に必要事項を記載した書面を交付し、発注者は同法第 11 条等の規定に基づき上記書面の内容を記した通知書を福岡市長に提出しなければならないこととなっているが、請負者から発注者へ交付されず、発注者から市長へ提出していなかった。</p> <p>また、同法第 13 条に基づき再資源化等に要する費用等を書面に記載することとなっているが、記載した書面がなかった。</p> <p>今後は、適正な施工管理及び契約事務に努められたい。</p> <p>(伊都区画整理事務所工事課)</p>	
<p>b 平成 19 年度「平成 19 年度公営住宅浜松団地道路整備工事」</p> <p>(契約金額 5,590 万 2,000 円)</p> <p>本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、発注者は、同法第 11 条等の規定に基づき通知書を福岡市長に提出しなければならないこととなっているが、通知書を提出していなかった。</p> <p>また、同法第 13 条に基づき再資源化等に要する費用等を書面に記載し、それを変更するときは、変更内容を書面に記載しなければならないこととなっている。当初、同法に基づく書面は取り交わされていたが、工事内容の変更に伴い特定建設資材廃棄物数量が変更になったにもかかわらず、書面の記載内容について変更が生じているかどうか検討がされていなかった。</p> <p>今後は、適正な施工管理及び契約事務に努められたい。</p>	<p>【措置済 H22. 8. 10 通知】</p> <p>工事の施工管理及び契約事務については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき適正な事務処理を行うよう、所属職員に対し課内会議で周知徹底を図った。</p>

(住宅建設課)	
<p>c 平成 20 年度「舞鶴公園藤棚改修工事（その 1）」 (契約金額 3,263 万 8,200 円)</p> <p>本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、請負者は同法第 12 条の規定により発注者に必要事項を記載した書面を交付し、発注者は同法第 11 条等の規定に基づき上記書面の内容を記した通知書を福岡市長に提出しなければならないこととなっているが、請負者から発注者へ交付されず、発注者から市長へ提出していなかった。</p> <p>また、同法第 13 条に基づき再資源化等に要する費用等を書面に記載し、それを変更するときは、変更内容を書面に記載しなければならないこととなっている。当初、同法に基づく書面は取り交わされていたが、工事内容の変更に伴い特定建設資材廃棄物数量が変更になったにもかかわらず、書面の記載内容について変更が生じているかどうか検討がされていなかった。</p> <p>なお、同法に関しての法令遵守については前回の監査でも注意を行っており、適正な施工管理及び契約事務に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(公園管理課)</p>	<p>【措置済 H22.8.10 通知】</p> <p>工事の施工管理及び契約事務については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき適正な事務処理を行うよう、職場研修を行い、所属職員に対し指導及び周知の徹底を図った。また、今後、請負業者に対しても周知を行うよう努める。</p>

(3) 城南区役所

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>施工管理及び契約事務において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>平成 20 年度「東油山地内外 1 箇所道路照明灯設置工事」 (契約金額 664 万 6,500 円)</p>	<p>【措置済 H22.8.10 通知】</p> <p>「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当する場合は、同法第 12 条及び第 11 条並びに第 13 条に基づき適切な措置を行うよう所属職員に対し研修を行</p>

<p>本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、請負者は同法第12条の規定により発注者に必要事項を記載した書面を交付し、発注者は同法第11条等の規定に基づき上記書面の内容を記した通知書を福岡市長に提出しなければならないこととなっているが、請負者から発注者へ交付されず、発注者から市長へ提出していなかった。</p> <p>また、同法第13条に基づき再資源化等に要する費用等を書面に記載することとなっているが、記載した書面がなかった。</p> <p>今後は、適正な施工管理及び契約事務に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(維持管理課)</p>	<p>い、周知徹底を図った。</p>
---	--------------------

(4) 早良区役所

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>設計積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>平成19年度「市道陽光台線法面改良工事(その2)」</p> <p style="text-align: center;">(契約金額 5,167万6,800円)</p> <p>モルタル吹付け工の設計積算については全体施工規模が標準未満の場合は、標準の場合の単価を率で加算するとなっている。しかし、本工事では全体施工規模が標準であるため加算する必要がないにもかかわらず、モルタル吹付け工について加算していた。その結果、過大な設計となっていた。</p> <p>今後は、適正な設計積算を図られたい。</p> <p style="text-align: right;">(地域整備課)</p>	<p>【措置済 H22.8.10 通知】</p> <p>設計積算のチェックは、課内で作成したチェックリスト(設計・積算)を用いて確認を行っているが従来の様式には入力条件の確認に関する項目が不足していたため、チェックリスト(設計・積算)に「入力条件の確認」項目を追加し、設計時及び精査時に入力条件の再確認を行うこととした。</p> <p>具体的には、設計者は積算システムによる設計完了後、入力データ一覧表の出力を行い入力条件の再確認を行うこと、また精査者は設計書に入力データ一覧表を添付させて入力条件に誤りがないか確認を行うこととし、所属職員に対し職場研修を行い周知徹底を図りました。</p>

(5) 西区役所

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 設計積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>a 平成19年度「市道豊浜小戸線道路</p>	<p>【措置済 H22.8.10 通知】</p> <p>設計積算にあたっては、「標準積算基準書」や「積算運用の手引き」等の基準に基づき適正に処理を行うよう研修を</p>

<p>舗装工事」 (契約金額 4,973 万 100 円) 本工事の薄層カラー舗装工の設計積算において、設計単価の施工条件入力を誤り過大となっていた。 今後は、適正な設計積算を図りたい。</p> <p>(土木第 1 課)</p>	<p>行い、周知徹底を図った。</p>
<p>b 平成 20 年度「市道姪浜野方線（西 1 幹）道路改良工事」 (契約金額 5,566 万 1,550 円) 本工事では L 型側溝を設置することとなっている。その設計単価には既に歩車道境界ブロック設置の費用が含まれているにもかかわらず、別途歩車道境界ブロック設置の費用を二重に計上し過大となっていた。 今後は、適正な設計積算を図りたい。</p> <p>(土木第 1 課)</p>	<p>【措置済 H22.8.10 通知】 設計積算にあたっては、「標準積算基準書」や「積算運用の手引き」等の基準に基づき適正に処理を行うよう研修を行い、周知徹底を図った。</p>
<p>c 平成 19 年度「県道西ノ浦今宿自転車道線（小田）自転車道設置工事」 (契約金額 5,746 万 2,300 円) 本工事の設計積算において、場所打杭工（ダウンザホールハンマー工，A 工法）の掘削用クレーンとして及び H 型鋼打込，引抜のベースマシンとして使用するクローラクレーンの分解・組立輸送費を計上していなかった。同費用を計上すべきであった。 今後は、適正な設計積算を図りたい。</p> <p>(土木第 2 課)</p>	<p>【措置済 H22.8.10 通知】 工事に必要なクローラクレーンの解体・組立運送費については、積算資料などを再確認し、所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>
<p>(イ) 施工管理において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めもの 平成 19 年度「市道徳永 1904 号線観峰トンネル補修工事」 (契約金額 3,791 万 8,650 円) 本工事は「建設工事に係る資材の再</p>	<p>【措置済 H22.8.10 通知】 建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（略称：建設リサイクル法）に基づき届け出の必要性と趣旨を再確認し、所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>

<p>資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、請負者は同法第 12 条の規定により発注者に必要事項を記載した書面を交付し、発注者は同法第 11 条等の規定に基づき上記書面の内容を記した通知書を福岡市長に提出しなければならないこととなっているが、請負者から発注者へ交付されず、発注者から市長へ提出していなかった。</p> <p>今後は適正な施工管理に努められい。</p> <p>(土木第 2 課)</p>	
---	--

2 テーマ監査

(1)住宅都市局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>テーマに基づき発注課において契約がなされた工事 71 件について監査を行なったところ、次のような改善を要する事例が見受けられた。</p> <p>契約図書が適正に作成されていないもの、担保期間の設定が適正でないものなど不適切な工事が 12 件見受けられた。</p> <p>今後は、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>【措置済 H22. 8. 10 通知】</p> <p>契約事務については、福岡市契約事務規則等に基づき、適正な事務処理を行うよう、所属職員に対し周知徹底を図った。</p>